

2022年版『合格のトリセツ 基本テキスト』の訂正につきまして

2021年12月28日

LEC書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

『2022年版 行政書士 合格のトリセツ 基本テキスト』第1刷の記載につきまして訂正がございます。

GD05837 『2022年版 行政書士 合格のトリセツ 基本テキスト』第1刷

第2分冊【第2編 民法】

(p. 4) 学習のポイント

2 物件法

↓ (訂正)

2 物権法

(p. 51) 講義図解 (2つ目の図)

代理行為の瑕疵 (代理人が相手方をだましたケース) 101条1項

↓ (訂正)

代理行為の瑕疵 (代理人が相手方にだまされたケース) 101条1項

(p. 115) 側注 ★9 ワンポイント (6行目)

(物件は債権に優先す

↓ (訂正)

(物権は債権に優先す

(p. 147) ここがポイント 詐害行為取消権の要件 (3行目)

ること (424条3項)。

↓ (③を追加)

ること (424条3項)。

③被保全債権が強制執行により実現できるものであること (424条4項)。

(p. 216) 講義図解「親族の範囲」(本人の上)

②父母

↓ (訂正)

①父母

(p. 216) 講義図解「親族の範囲」(本人の下)

①配偶者 ②子 ①子

↓ (訂正)

①配偶者 ①子 ①子

第3分冊【第3編 行政法】

(p. 132) 【原告適格に関する判例まとめ】(表)

公有水面埋立法に基づく埋立免許処分
(最判昭60. 12. 27)

↓ (訂正)

公有水面埋立法に基づく埋立免許処分
(最判昭60. 12. 17)

第4分冊【第5編 基礎法学、第6編 一般知識】

(p. 86) 過去問チャレンジ

民事訴訟または刑事訴訟のいずれかであっても、..... [11-2-2]

○ : その通り。

↓ (訂正)

「命令」は、「決定」と同じく、「判決」よりも簡易な方式で行われる裁判であるが、裁判所ではなく個々の裁判官が機関としてする裁判であり、口頭弁論を経ることを要しない。 [15-2-2]

○ : その通り。

(p. 152) 側注 ナビゲーション (5行目~15行目)

~~その日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。本書執筆時点では、改正法の施行日は未定ですが、~~ 本書の内容は、改正法が施行された後の新制度を前提としています。

↓ (施行日決定)

2022年4月1日に施行されることになりました。 本書の内容は、改正法が施行された後の新制度を前提としています**から、2022年度に出題される内容に完全対応しています。**

以上のように、訂正いたします。ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部